

広報

みなみおくに

発行 南小国町役場 TEL 2-1111 印刷 穴井印刷 TEL 6-3118

町の人口

10月末現在

総人口 5,659人

男 2,690人

女 2,969人

世帯数 1,358

No. 157



12月号/51

熱演される『銭形平次』の芝居

志津劇団の公演

創立以来六十一年の伝統

志津部落の満山神社祭典に際しての奉納芝居が十一月二十五日満願寺小学校体育館で行われました。この芝居は大正四年から続けられているもので、部落の青年層がこの伝統を受け継いで、十一月になるとけいこをはじめ、脚本、演出はこの芝居の経験をもつ先輩が指導に当り、けいこの期間は婦人会が炊き出しなどをさし入れて激励をし、また本番当日には、化粧、着付に対しても協力があり、今後とも、部落民総あげて伝統が守られていく。

役

場

だ

よ

り

法律相談

について

十二月の法律相談は二十四日午前十時三十分から午後二時三十分迄役場で行います。

ご希望の方は二十日まで町民相談室へご連絡ください。料金は無料です。

就任あいさつ



教育長 高橋 国男

去る十一月二十五日付で教育長の椅子につくことになりましたが急にその荷の重さを感じているところです。

昭和四十五年十二月に教育委員を拝命してから既に第二期目を迎えたところです。

これまでは、形の上からも、内容の上からも受身で済みましたがこの席に座る限りに於ては、その逆でなければ事が済みそうもありません。老骨、驚馬に鞭って最後の御奉公を致す積りでございますので、宜しく御指導、御鞭撻下さいますよう御願ひ申し上げます。

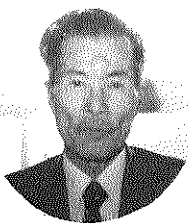
私がこれまで教育委員として各校を何回か見せて頂いた限りに於ては、前教育長先生や、各校の先生方の見事なチームワークと町当局や各校PTA（後援会）の惜しみない援助、協力に依って、立派な教育路線が敷かれていると思います。而かも各校は互いに有機的な関連を保ち乍ら、夫々特長のある教育効果をあげていることは本町の大きな長所であり、又誇りで

もあります。その他教育上のあらゆるものが、この路線の上を見事に走り続けています。

市原校を除いた各校は、校舎が木造で、老朽化が目立ちはじめましたが、この中にあるても尚、不平不満も言わず、むしろ、これを誇りとさえして、先生も子供も一体となって、意欲的な毎日を、生き生きと活動しておられます。自分の学校を少しでも美しくしていこう、住みよくしていこう、勉強の場として最も都合よくしようとい工夫努力している姿が、はっきりと見られます。この態度こそ学問以前（或は学問以上）の人間として、最も大切な根本的要素ではありますまいか。

私もこの立派な教育路線を脱線しない様子を気をつけ乍ら、まっしぐらに走り度いと思いますが、何しろD51以前の古物です。押したり、叩いたり、引っぱったりして下さる様にお願ひ申し上げます。

「苦勞さまでした



前教育長 北里 鐸郎

前教育長北里鐸郎さんが、十月

二十五日を以て任期満了となり長い教育行政から去られることになりました。

北里さんは、昭和二十四年八月復員後、二十六年九月役場に勤務二十七年十月から四十三年十月まで十六年間、教育委員会事務局の職員として、その職務に専念され引き続き教育長に就任し、八年間（二期）に亘り南小国町の教育行政のよき指導者として、その重責をはたされました。

今後、退職されましたも健康に留意され、当町の発展のために、ご指導とご鞭撻をお願いしたいものです。永い間、本当にご苦勞さまでした。

議会だより

臨時議会が十月二十六日開催され、次のことがらで審議可決されました。

一 工事請負契約の締結について

(1) 中学校体育館の床張替工事

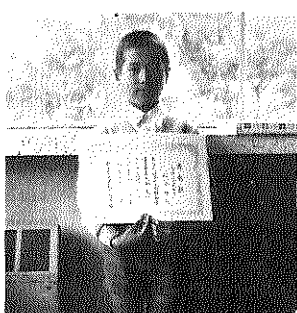
契約金額 一千六百万円

請負者 二宮工務店

二宮健一

(2) 農道布目線開設工事

熊本県童話発表大会が開催される



代表の松本雅成君

県下の小学生による童話を通じて読書や創作に興味を持ってもらおうと（県立図書館・県立移動図書館連絡協議会主催、熊日後援）

阿蘇郡予選発表大会で二名の代表に入選しました。高学年の部、市原小、松本雅成君、低学年の部、松立小、竹山さんが阿蘇郡代表として十一月十六日の県大会に出場しました。県下十一地区の代表22名がいずれも身ぶり手ぶりを交えて熱演し三百人の聴衆を「童話の世界」に引込んだ。松本君も大熱演で大きい拍手を受けました。大会の順位はつけられない事になって居り、全員に賞状と参加賞を贈られました。松本君の今後の活躍を期待します。

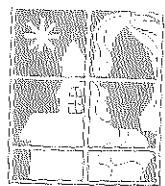
契約金額 一千六百六十七万四千円
請負者 大仁産業
代表者 俵 明

二 教育委員の任命同意を求める件

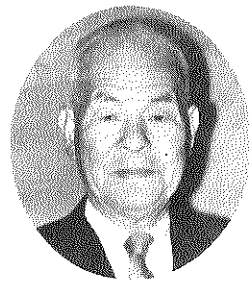
教育委員については、二十五日までで三名の委員さんが任期満了となりましたが、その後任に次の方々が任命され同意されました。

市原上町 井野 貢
中原平頼 藤堂 義行
滞願寺立岩 児玉 幹夫

三 監査委員選任同意を求める件
監査委員は九月末日で、田の原



県文化財功勞受彰



田北盛義氏 明治19年9月17日生

昭和46年4月より小国郷史談会長となり文化財の調査探究保護に努力し、特に満願寺庭園等に対する文化財の指定及び防災訓練体制作り等、町の文化財保護行政に多大の功績があり表彰されました。

当町では安全で安定した消費生活の実現をめざすため消費者行政の一貫として実施されている消費生活モデル町村の指定を受けて、五十一年度より三ヶ年実施する事になりました。

六月に事業推進会議を開き五十一年度の事業計画を協議し、講演会や研修会を計画しましたので、できるだけ多くの人の参加をよびかけて、一人一人が現代に息づく

消費者としての自覚を持って都市生活のまねでなく真に豊かな農村ならではの生活のしかたを皆さんで考えて築いていこうではありませんか。そのためにはまず住民の消費生活に関する意識調査を行い、それにもとづいてこの事業推進に役立てようという事で八月に調査を行い、その結果が上図のように出ております。この調査結果をみてみると、よりよくくらそうという意識が高まりつつありますが、家計簿をつけて生活を反省して改善目標をもつようになるとか、上手なお金の使い方ができるというような事では、まだまだ考えなければ

ならないところが多いようです。質の良いものを必要だけ買い、上手に使うという事もこれから私共がとりあげなければならぬ課題の一つだと思えます。又食品添加物、農薬、洗剤、塩ビモノマーその他私共を取りまく社会環境には不安なものがたくさんありますが、当町ではさいわいにして公害に汚染されていないすばらしい自然環境にめぐまれておりますのでこれらを十分生かせるような消費生活の知識を身につけて、豊かな消費生活が営めるよう御協力をお願いします。

ふるさとへの顕彰に輝く

中原御神楽が、昭和五十一年度熊本県ふるさとの顕彰を受けることにきまり、二十七日熊本県知事より受彰されました。

中原御神楽が、昭和五十一年度熊本県ふるさとの顕彰を受けることにきまり、二十七日熊本県知事より受彰されました。



このふるさとと顕彰とは「熊本再発見の推進事業」として、郷土の恵まれた自然環境のもとに、古くから育まれてきた、伝統工芸など郷土特有の地域文化を積極的に掘りおこし、育成、助長し、もって地域住民の連帯意識の醸成に資する目的で、昭和五十一年度から実施されている事業であります。数百年もの永い間、先祖代々と教え伝えられた、この郷土芸能が県から認められ、顕彰されたことは、誠に喜ばしいものであります。これを機会に、この中原案がま

消費生活モデル町村の指定をうけて

調査項目	調査結果
1.家計簿をつけていますか	1.毎日つける(245人) 2.だいたい毎日つける(191人) 3.時々つけている(138人) 4.つけていない(266人)
2.家計簿のつけ方	1.収入と支出だけ(354人) 2.支出だけ(149人) 3.月々の予算と決算をつき合せている(76人)
3.子供の教育・住宅・老後などの長期の生活設計をたてている	1.たてている(117人) 2.考えてはいるがはっきりした計画はない(396人) 3.とくにたてていない(205人)
4.買物をするときどんな点に注意するか	1.品質 2.価格 3.製造年月日 4.性能 5.量目 6.デザイン 7.流行 8.包装の順となります
5.品質保証マークのあるなしを確かめるか	1.必ず確認で買う(164人) 2.時々確認で買う(458人) 3.確認しないで買う(106人) 4.マークを知らない(43人)
6.今までに買った電気製品の使用されていないもの	1.クーラー 2.電気あんま機 3.電子レンジ 4.電気ストープ 5.トースター 6.ジュースミキサー 7.電気かま 8.ヘアードライヤーの順
7.今までに買った商品に不満を感じたことがあるか	1.ある(523人) 2.ない(186人)
8.商品が不良だったりサービスが悪いとき店やメーカーにその事をいうか	1.必ず言う(28人) 2.品物や店によって言うことがある(28人) 3.よほどの事がないといわない(231人) 4.全くいわない(16人)
9.消費者団体加入状況	1.地域婦人会(271人) 2.農協婦人会(76人) 3.消費生協(7人) 4.生活学校(3人) 5.生活改善グループ(9人) 6.消費研究グループ(4人)
10.今からの消費者対策として望むこと	1.正しい価格の表示徹底 2.品質検査表示の徹底 3.食品衛生の取締り強化 4.商品知識の普及 5.誇大広告の取締り強化 6.苦情処理窓口の設置の順
11.食品添加物について	1.決められた量までは使用してよい(90人) 2.なるべく使用しない方がよい(446人) 3.絶対に使用すべきでない(118人)
12.食品公害について不安に思うか	1.常日頃不安を感じる(328人) 2.時々不安を感じる(387人) 3.別に不安を感じない(4人)

公民館活動振興協議会開かる

今日社会教育の重要性と公民館

活動の振興が強くさげばれております。学校教育と社会教育と家庭教育は三つの輪が一つとなり教育効果を発揮するものであって公民館施設の機能が充分でない中で住民自ら自分達の郷土を明るく健康で豊かな住み良い町づくりには社会教育各団体が相協力して意見の交換活動等について協議しました。第一回は四月二十六日に行われました。

(1)冠婚・葬祭における節約について……成人式の服装を洋服にする

(2)青少年健全育成と老人交通安全について

(3)子供会・スポーツ少年団・みどりの少年団等の育成をする

(4)老人・幼児の交通安全運動期間外でも特に力を入れる

第二回は十月十九日に行われました。

(1)婦人会より今の結婚式は余りにも派手になっているので節約して、引付等ははぶくようにしよう

(2)葬式の香典返しはしなくハガキ等で礼状を出す位にしよう

(3)成人式の服装は南小国町で行う成人式は男女とも洋服で参加する。五十二年度以降は徹底して

以上

実行する事にする

(4)町憲章について 全町民参加の町民憲章をつくる

(5)青少年健全育成について 家庭教育が大切であるので「家庭の日」(毎月第一日曜)の推進をしよう

(6)美しい町づくりについて

(7)悪書追放として白いポストを置く事にする

(8)各戸祝祭日に国旗掲揚の励行をしよう

以上の事について協議して各々社会教育団体に於て取り組み公民館活動として推進して行くと云う事になりました。少しづつでも改善し住みよい町づくりをしたいと思えますので、御協力くださいますようお願いいたします。

協議をする青年団と婦人会



協議をする青年団と婦人会

NHK聴取料について

現在ではまさに情報時代、目覚めて床につくまで、テレビは茶の間の一員として欠くことのできないものとなっておりますが、それだけにテレビの及ぼす影響は善悪にかかわらず、大きなものがあります。ここでNHKの聴取料について考えてみましょう。

民放はスポンサーよりの広告料によって支えられておりますことは周知の通りですがこれはスポンサーの指示を受けなければなりませんし、誇大的な放送も止むをえないでしょう。その点NHKは私達一人一人の聴取料によって運

営されておりますし、言い換えれば一人一人が株主でもありますから意見をのべる権利もあるわけです。例えば、前小野会長を辞任に追込んだこと、こんな事をなし得たのもその権限が国民にあるためです、又ロッキード問題に関する情報等、政府高官名、大企業家の名等、何の圧力も受けることなく、国民にはっきりと伝えることのできることもその強みと言えましょう。税金で賄えば政治家の権限が強まりますしこれも本当に公平なる情報機関とはいえないことになります。又戦時中の

ように偽りの戦果を報導する等のような不法なことはできなくなりました。国民一人一人が平等の権利を有し、この権限を維持するために聴取料を完納する(つまり義務を果す)ことが大切かと思えます。もし何かの都合により滞りなざっておられます方は、早目に完納され、何者にも左右されない私達の日本放送協会をより強く厳正公平なるNHKとしようではありませんか

南小国町婦人会

宇都宮 るい

県事務所だより

▼自動車税のことについて

解体した車又は車検期限が過ぎて六ヶ月以上経過したもので廃車手続のとれないもの(たとえば、ナンバープレート、車検証が紛失しているためなど)などの自動車税について、御相談されたい方はお気軽に県事務所税務課においでください。

▼不動産取得税申告について

家を新築、増改築された方はすぐに県事務所税務課に申告をしてください。くわしくは税務課におたずねください。

▼公給領収証を受取りましょう

旅館・バー・飲食店などを利用された場合は必ず公給領収証を受取ってください。納税されたしになります。

一宮町宮地県事務所税務課
電話 〇九六二一(二)一
二二一 内線 24・25・26

環境美化に協力を

現在、日本専売公社では、吸いがらの投げ捨て防止キャンペーンを実施しています。皆さまも吸いがらは環境美化、火災予防の為に投げ捨てはやめましょう。

街を自然を美しく
吸いがらの投げ捨てはやめましょう

Smokin' Clean



住民課だより

国民年金から

※国民年金保険料の現行定額分
1,200円が来年の四月一日より
2,200円になります。

※あなたがもらえる年金額は次の
とおりです。

・本来の老令年金の場合

130円×(保険料納付月数÷3)
(200円×保険料納付月数)

・年金を受けるに必要な期間が年
令により十年から二十四年まで
に短縮されている特例老令年金
の場合

130円×(保険料納付月数÷1500円×
(200円×保険料納付月数))

・付加年金に加入している人
右の金額に次の金額が加算され
ます

200円×(保険料納付月数÷12)

◎戸籍から

※離婚後も婚姻中の氏を名のるこ
とができるようになりました。

このほ民法等の一部改正する
法律が成立し、六月十五日から
施行されました。これによると

嫁に行き、またムコに行き氏を

改めた人は、離婚しても三ヶ月

以内に戸籍法に定める届出(戸
籍法七十七条の二の届出)をす
れば、婚姻中に称していた氏を

称することができます。

¥1,300×300ヵ月＝
(25年保険料)
#390,000
ハテ！
わたしの年金は？

子宮ガンの集団 検診がはじまり ます！

去る九月二十六日、県対がん協
会主催による、婦人集団検診の部
で南小国町は優位を示しました。

これもひとえに波多野ガク会長
を始めとする、歴代の会長並びに婦
人会の皆様方のご協力の賜ものと
心からお慶び申し上げます。

検診を開始し十年間に一名の方
が再発されて亡くなられました他
は、皆さん元気に暮らしています。
今年も又十二月から検診を実施致
しますが多くのの方が受診され、早

子宮癌検診予定	
12月3・4日	黒川校区
10・11日	波居原校区
17・18日	星和、満願寺校 区

1月14・15日	湯田、中湯田、 樋ノ口地区
21・22日	上中原、和田、 瓜上
28・29日	下中原、滝下
2月4・5日	赤馬場、矢津田
11・12日	脇戸、 杉田、鬼山、馬

楽しかった農休日

去る十一月三日菊薫る文化の日
湯田部落民は農休日を利用して老
若男女幼児も含めて全員、阿蘇町
端多辺(外輪山上)の熊本県草地
畜産高等研修所に遠足かたがたス
ポーツ親善試合に出かけた。

同研修所敷地の一部は吾が湯田
部落の入会権地を提供したもので
あり、もともと縁故のある親しみ
深い隣接地である。

午前八時半湯田公民館前に集合
二十数台の自家用車に分乗して矢
田原ノ甲ノ瀬を過ぎればすぐ農場
入口である。僅か三〇分で研修所
に到着、所長を始め職員、生徒さ
ん方も、ほとんどの者が休日返上
して私達を迎え入れてくれた。
午前十時湯田部落委員長が開会
を宣し、国旗掲揚、国歌斉唱、河津
研修所長より歓迎の挨拶、地元代
表河津俊氏より答礼の辞、準備体
操の後いよいよ熱戦が展開された。

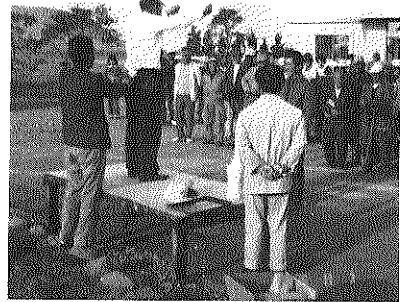
正午には試合を一時中止して中
食、この高等研修所は東は九重、涌
蕨、南に阿蘇祖母の連峰、西に深
葉官山の杉の緑と雑木の紅葉の織
なす山波、北は斧岳草原のなだら
かなスロープ、これらを一望に納
める絶景の地、雲一つ無い快晴に
恵まれ然もこの広漠たる校庭(草
地)に各家族入乱れて陣取り、部
落が用意した御神酒も加わり親睦
を図り、午後一時より再び試合続
行、午後三時終了、閉会式に移り
成績発表、それぞれ優勝チームに
研修所長より賞状並に賞品授与、
万才三唱、国旗降納、閉会式、解
散と午前中より終始わきにわいた
親善試合もここに終りを告げ、研
修所のますますの御発展と、生徒
さん方のわが農業国畜産に懸ける
ひたむきな熱情に頭の下がる思い
で感謝しながら別れを惜しみつつ
つるべ落しの秋の日の夕暮を家路

に急いだ。

因みに当試合成績は次のとおり
バレーボール 湯田チーム優勝
ソフトボール 湯田チーム優勝
バスケットボール 湯田チーム優勝
バレーボール 湯田第五チーム優勝
バレーボール 湯田第五チーム優勝
以上

十一月八日

湯田部落委員長 河津徳雄



河津所長より賞状授与がされる

「農協の仕組みと役割」その七

純農村では少ないことですが、都市近郊では、農家に一時的に金があるという、銀行のすさまじい預金獲得合戦にまきこまれるそうです。土地代金、米代金、葉タバコ代金、肉牛肉豚代金まで目をつけてくるということです。

始めは相手にしないでいても、何回も足を運ばれ、そのたびにマッチやタオルをおいていかれると、つい人情が移ります。今回は銀行に預けようか……といったのまにかそんな気持ちにさせられるとい

ます。昨年ある新聞に、東京近郊のある組合員が、土地代金を人情にほだされてそっくり銀行に預金し、その後この人は高級花木の育苗を始め、農業近代化資金を借り温室を建てたのですが、苗木購入代金が不足した為、御客さんあつかいを受けている銀行にかけ込んだところ、仲々借りるのに大変だったという事で、銀行は預金獲得はエビス顔だが、借金に行く

と余りいい顔をしてくれない……と不満をのべてありました。この組合員の失敗は、農協の信用事業と銀行を混同してしまったところにあつたのです。

農協の信用事業は、銀行とちがって「相互金融」といわれる特別な

性格をもっています。つまり、金の余裕のある組合員から金を預りそれを資金の不足している組合員に融資することがたてまえです。従って、たんに組合員から預ったお金を信連に預けて利ざやをかせいだり、他の有利な運用をはかるものではありません。お互いに助け合う金融であるわけです。

農協に預けられたお金は次のように動きます。農協の貯金は、組合の販売や購買事業に一部は運用されます。又資金の困った組合員に貸し出されます。それ以外のお金は余裕金として県信連に預けられ、資金の足りない組合に貸しつけられます。さらに県信連では、残ったお金を農林中金に預けます。農林中金は資金不足の信連や全国連に貸し出しています。このように組合員が農協に預けたお金は、どこまでも農家や農業団体に使われることがたてまえとなっています。それがめぐりめぐってお金を預けた組合員の営農と生活を守ることに役立つこととなります。

これに対し銀行の場合は、利ざや稼ぎが目的であり、全金どが企業に貸付けられ、利潤が少くない農業は、融資対象として考えていない

ないようです。ところで農協の信用事業は相互金融とは言っても、資金として組合員であれば誰にでも無条件で貸出されるわけではありません。営農資金であれば営農計画がしっかりたてられていて、生活資金であれば生活設計があるとか、この判断にしたがって、もし不備な点がある場合は相談ののって、よりよい営農設計なり生活設計を組合員と一緒に考えて、そうした指導のあとで貸し出すことになりませんが、農協金融を「指導金融」とよぶのは、こうした相談活動が伴った融資を行うためです。農協金融を「総合経営方式による金融事業」ともいいます。銀行などどちがって農協に限り、金融事業が他の販売事業や購買事業などとの兼営が認められております。農協の信用事業にだけこの特殊性が認められたのは、組合員が農民であり、その組合員は農協を信頼して、農協の全利用を通じて農家のくらしを守っているという前提があるからです。

いいかえると、農協の販売や購買事業は、農家にとって生産活動と生活活動であり、農協の信用事業は、農家にとって家計簿と同じ役割を果たしているわけです。ですから農協が総合経営方式によって信用事業と他の事業を兼営していないと、組合員の経済は混乱にお

ちいる危険性があります。農協を通じて、やさいや椎茸、畜産物を共販し、その代金は貯金に振り込まれ、組合員は毎月一定額を引き出して家計に当てるという農家月給制が採用できるのも、総合経営方式の利点といえましょう。ところで、こうしたすぐれた特徴をもった農協の信用事業も、最近はいろいろ新しい動きが出ています。一つは、農協資金がふえるに伴って、貸付け範囲が、正組合員だけにとどまらず、準組合員の事業資金・住宅資金・生活資金に広がり、さらに市町村などに対する融資もされています。農協資金が

住みよい地域づくりに役立てられるようになっていきます。又、農協法の改正によって、農協が為替取引も行えるようになりこれによって、出稼ぎの送金、学資の送金、販売代金取立てなどが迅速に行われるようになり、本当に便利になっています。このように、農協の信用事業は、「地域の金融機関」としての役割りを立派にそなえるまで発展してきました。それだけに農協の責任は重くなったといえましょう。

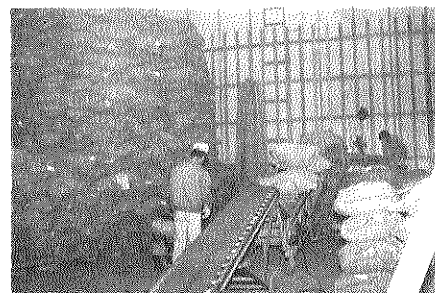
収量・品質ともに悪い！

五十一年産米の出荷実績

南小国町農協では、五十一年産米の集荷を十月二十五日よりずっと行っているが、今年は台風十七号、穂イモチの発生、冷害などの被害で、収量品質ともに平年を大きく下まわる予想がされている。十一月三十日までの成績は次の通り。

二等米	七九八俵 (三七%)
三等米	一、一八〇俵 (六三%)
四等米	二、七七俵 (一〇%)
五等米	四八一俵 (二%)
計	二、三三俵

尚 検査は十二月十日迄予定し、補正及び超過分の調整のあと、さらに検査をする予定。



米倉庫に山積みされる51年産米

一年のしめくくりと、新しい年を迎える準備をする12月がやってまいりましたが、皆様方のご家庭ではいかがお過ごしでしょうか。さて、郵便局の簡易保険では、

簡易保険からのお知らせ

郵便局 だより

今月を「アフターサービス」の月」として簡易保険加入者の皆様にお得な保険料の払込方法や保険料の払込みが月遅れとなっているご契約の保険料払込みのお勧めなどをお知らせしていくことにしております。

◎保険料はお得な前納払込みで簡易保険ではびと月ごとに払込まれてる保険料を、前もってまとめてお払込みいただきますと、次のような割引を行っております。(月額保険料一万円の場合)

払込月数 割引額
3カ月分以上……10000円
(保険料一カ月分の1/10)
6カ月分以上……20000円
(保険料一カ月分の1/2)
1年分……40000円
(保険料一カ月分)
この保険料の前納払込制度は、

大変お得でありますので、最近、利用される方が増えております。大切なお金を上手にお使いいただくために、12月のようにまとまったお金が入る時期に計画的に利用されることをお勧めいたします

◎月遅れとなっている保険料の払込みはお早めに、簡易保険は、保険料の払込みがないまま三カ月を経過しますと保険契約の効力がなくなり、万一のことがあっても保障を受けることができなくなります。せっかく保険に加入されたのに、みすみす大切な財産を失うことになるわけです。お持ちの保険料領収帳をも一度お確かめの上、もしも月遅れとなっておりましたなら、是非、この機会に遅れを取り戻されるようお願い致します。

郵便局にご連絡いただければ、早速局員がお宅にお伺いいたします。

南小国郵便局



郵便のあて名ははっきりと

替の手続きをお忘れなく

郵便局ではただいま、昭和四十九年九月二十三日以前にお預けになった定期預金のお利息が有利になる手続き(替の手続き)をお取扱いしています。このお取扱いは昭和五十二年一月十三日までとなっておりますので、まだお済みでない方は、お手持の定期貯金証の日付を

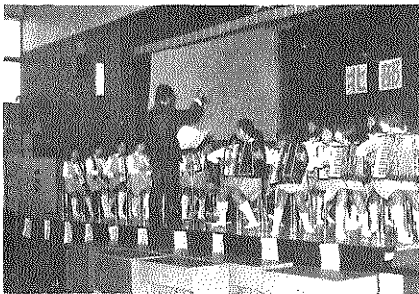
お確かめのうえ、お早目に郵便局の窓口にお持ちください。



阿蘇郡北部地区の

小・中学校音楽会が開催される

小国・南小国両町の小・中学校音楽会が十一月十日南小国町市原小学校で開催されました。これは児童、生徒に対し音楽教育のレベルを向上させるため、約二十年前から行われているもので、両町小中学校の十四校が参加して、器楽演奏やコーラスなど日ごろの練習の成果が披露され、父兄などの盛大な拍手をあびていました。



市原小学校児童による演奏

『農作業メモ』

土づくりは冬の仕事

良質多収をねらうなら、まず土づくりが第一。冬のあいだに有機質資材(わら落葉など)を少しでも多く集め、ワラクサールや石灰窒素などを混ぜよく腐らせてよい堆肥をつくっておく。又、ヨリリンやケイカル、タンカルなどの土壌改良剤を施し、有機物を入れ何回も耕耘しておけば、地力がよくなる。化学肥料や農薬に頼る生産手段は、土をだめにし、人間の体までむしばんでしまう。もう一度考え直そう。

(農協)



防火点検のための三十条

- 1 ストープ、ガス台などの回りや上にふきんをかけていませんか
- 2 ストープの近くで子供を遊ばせたり、一人にしておくことはありませんか
- 3 石油ストーブに給油するとき、火を完全に消しますか
- 4 電気器具を使用していないときは、コンセントからプラグを抜いていますか
- 5 就寝前、外出するとき、ガスやストープの消火を確認していますか
- 6 石油ストーブを火のついたまま移動したりしませんか
- 7 ストープの上で洗濯ものを乾かしていませんか
- 8 石油ストーブの上でお湯をわかしたりものをしたりしていませんか
- 9 ストープを通路や階段付近に置いて使っていませんか
- 10 ガス台は不燃材料でできていますか
- 11 ガスのゴム管はいたんでいませんか
- 12 ゴム管はホースバンドで完全にとめてありますか
- 13 パイパーの炎口や空気調整口は定期的に点検していますか
- 14 ガスをつけているときは必ずそばについていますか
- 15 電話や来客のときガスの火は必ず消していますか
- 16 ガス器具のゴム管は二メートル以上長くしていませんか
- 17 ガス風呂の換気は十分ですか
- 18 煙突を通す壁面にめがね石がはめこんでありますか
- 19 煙突やパイパーの掃除、点検をしていますか
- 20 たき口の回りにものを置いていませんか
- 21 風呂の水は翌日まで抜かないようにしていますか
- 22 寝たばこをする人はいませんか
- 23 マッチ、ライターは子どもの手の届かないところに置いてありますか
- 24 消火器や消火用水を備えてありますか。消火器の使い方を知っていますか
- 25 たき火をするときそばに消火器や水を入れたバケツを用意していますか
- 26 子どもや老人はすぐに避難できる部屋に寝かせていますか
- 27 台所や風呂場などの天井や壁は不燃材を使用していますか
- 28 石油ストーブなどの灯油は安全な場所に置いてありますか。接着剤、ヘアスプレーなどを火のそばで使うことはありませんか
- 29 家の回りに空箱やごみなど燃えやすいものはありますか
- 30 家族で火事や地震のときどうするか、話し合ったり対策をたてたりしていますか

住宅新築工事すむ

町営住宅黒川団地

町営住宅黒川団地の新築工事が西黒川にすめられていきます。一棟四戸と、六戸の二棟。
住宅は二種簡易二階建三K、建面積一戸当り五十三平方メートルの十戸。敷地二千三平方メートルの九月に着工し現在三十多程の工事が進んでいます。来年三月末日完成予定で、五十二年度新入居者から利用できます。総工費三千四百七十三万円（うち国庫補助二千四百八十四万五千円）



建設中の黒川住宅団地

最低賃金改正のお知らせ

熊本県最低賃金は月額一九〇〇円に改正され、十一月十一日より効力が発生します。

このため使用者は最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。現在、適用されている産業別最低賃金が一九〇〇円を下回るものも、それぞれ一九〇〇円に引き上げられることになります。

詳しくは熊本労働基準局賃金課（電話0963 5513181）へ照会してください。

おおみそか

（大晦日）

一年の最後の日、大つごもり、除日などともいう。▼この夜は、年の神を迎えるため、寝ないで新年を迎えたり、村の社に年ごもりをしたりする習慣が各地で広く行われていた。現在行われている二年参りも、その感覚を残している。また、古くは一日の境目は日暮れにあったから、大晦日、神棚に燈火を献じて除夜の膳につくのは、近年の

行事である。世継ぎほだとい

って、いろりに大きな木をくべて火を消さずに保つ地方もあり、京都の低園のおけら参りのように神社で新しく鑽（き）った神聖な火を受けてきて、新年の火種とする地方もある。これらはけがれない火で煮焚きをしようとする感覚の強い現れである。

（グランド現代局科事典より）

戸籍明暗

生年 月日	出生者	保護者	住所
8・24	川部 聡子	誠治	中杉田
10・21	大塚潤一郎	嘉久	波居原下
10・24	安道 聡昭	康央	古賀
10・28	佐藤 澄志	上	鬼山
死亡 月日	死亡者	喪主	住所
10・29	穴井 新吾	勉	臨戸
11・3	佐藤 高夫	タツヨ	黒原
11・5	辛川 辰雄	知恵子	竹の熊
11・12	宇都宮キクエ	兵喜	元荒倉
11・19	井 明	スミ	星和
11・22	山田政次郎	正雄	下町